

令和3年度第2回出雲市子ども・子育て会議

日時：令和4年3月24日（木）

14：00～15：30

会場：出雲市役所1階くにびき大ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

資料 1

4 報 告

- (1) 放課後児童クラブの令和4年度の取組について

資料 2

- (2) 市立幼稚園の一時預かり事業の時間延長について

資料 3

- (3) 市立乙立幼稚園の閉園について

資料 4

- (4) 令和4年度子育て新規事業等について

- ①子どもの生活・学習支援事業について

資料 5

- ②母子保健事業について

資料 6

5 その他

- (1) 令和4年度委員の改選について

6 閉 会

第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 概要

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、令和2年3月に「いきいきこどもプラン～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。計画期間は、令和2年度から令和6年度までです。

本計画第5章「計画の進行管理」では、「5か年事業計画（量の見込み・確保方策）」について、必要がある場合は令和4年度を目途に計画を見直すこととしています。これに基づき、次の3点を中心に、計画値の変更が必要だと判断する事業について、令和4年度に「量の見込み」と「確保方策」の見直しを行います。

- (1)実績値と事業計画の間に大きな乖離が見られること
- (2)「量の見込み」「確保方策」を算出する上で用いた統計数値を、最近の人口動態に合わせて見直す必要が生じる場合
- (3)新たに施策を追加する場合

2 今後のスケジュール

令和4年3月～4月

- ・「量の見込み」数値の乖離状況の把握
- ・統計数値等の基礎データの更新、過去5年間の実績値の把握及び分析
- ・令和4年度以降の「量の見込み」数値の見直し対象事業の抽出

令和4年4月～6月中

- ・見直し対象事業について、「量の見込み」「確保の内容」の計画変更(案)作成
⇒第1回会議において「量の見込み」「確保の内容」双方に係る見直し(案)を提示し、次回会議までにその内容を検討いただく

令和4年6月～8月中

- ・計画見直し対象事業を中心に、見直し版の事業計画(案)を作成
⇒第2回会議において事業計画の変更(案)を諮る

令和4年9月～12月中

- ・見直し版事業計画(案)の内容修正
⇒第2回会議における各委員からの意見を集約し、第3回会議に提示して見直し版事業計画(案)をまとめ、パブリックコメントを実施

令和5年1月～2月

- ・パブリックコメントの意見を踏まえて計画(案)を策定し、第4回会議で審議

令和5年3月

- ・出雲市子ども・子育て支援事業計画(令和4年度中間見直し版)の周知
⇒3月議会において、見直した事業計画を配布・説明

放課後児童クラブの令和4年度の取組について

放課後児童クラブへの入会希望者が年々増加する中、クラブの受入枠拡充と、事業を安定的に実施するために運営体制強化を進める必要があります。

こうした課題に対応するための施設整備等の状況、クラブ職員の処遇統一等に向けた検討結果について、下記のとおり報告します。

記

I. 未決定者解消に向けた受入枠の拡充

1. 受入枠拡充対策（施設整備等）の実績及び予定

年度	施設数(か所)			基本受入児童数(定員)(人)				定員増の主な要因 ([市]市設置クラブ・[法]法人設置クラブ)
	市	法人	計	市	法人	計	前年比	
R2	44	4	48	2,518	200	2,718	180	[市]中部小児童クラブ移転(拡張) +29人 [法]あすなろ児童クラブ新設 +80人 [法]のびのび児童クラブ新設 +40人 ほか
R3	43	7	50	2,532	300	2,832	114	[市]檜山・東児童クラブ統合(拡張) +14人 [法]神門福祉会児童クラブ新設 +40人 [法]アバンセ児童クラブ新設 +30人 [法]荒茅福祉会児童クラブ新設(改修) +30人
R4	43	7	50	2,563	300	2,863	31	[市]湖陵児童クラブ増築 +12人 [市]灘分いなほ児童クラブ増築 +19人

[参考：入会児童数の推移]

年度	入会児童数(人)				未決定者数(人)	
	市	法人	計	前年比		前年比
R1	2,153	69	2,222	138	93	28
R2	2,164	167	2,331	109	42	-51
R3	2,147	247	2,394	63	29	-13

※令和4年度入会は、現在、各クラブで調整中。追って4月1日現在の状況を報告予定

2. 令和4年度以降に実施する施設整備

(1) 荘原小児童クラブの増改築（R5～23人程度の受入増）

(2) 学校再編等に伴う整備（実施設計等）

- ①今市第2児童クラブ(改築校舎内) ※建設予定年度R5～6
- ②大津第1・第2児童クラブ(改築屋内運動場内) ※建設予定年度R5～6
- ③平田4地区統合小学校児童クラブ(新設小学校内) ※建設予定年度R5～6
(国富あおぞら児童クラブ、ひかり児童クラブの統合)

※今後も小学校区ごとの申込状況や児童数推計を踏まえ、順次計画的な整備を行う。

Ⅱ. 児童クラブ職員の処遇統一・改善に向けた委託基準の改定

令和2年10月以降、公設児童クラブ職員の処遇統一等に向けた検討を行いましたので、その概要を報告します。

1. 主な課題(検討のきっかけ)

- (1)市からの委託事業でありながら、各児童クラブ間で、賃金・手当、休暇制度等が異なる実態の解消
- (2)就労条件を統一する中で、賃金増など処遇改善を図り、人材確保につなげる。

2. これまでの実施内容

- (1)放課後児童クラブ運営委員長及び実務者によるワーキング会議を開催
- (2)児童クラブ賃金調査の分析や市の会計年度任用職員勤務条件調査
- (3)厚生労働省のモデル就業規則や他市の運営規則等を参考に出雲市版を作成
- (4)社会保険労務士による就業規則等の内容確認及び指摘事項の修正
- (5)児童クラブ運営委員長会（計5回）での説明、意見聴取、修正案へ反映

3. 処遇改善の要点

- (1)委託料算定の基礎となる賃金単価の増（例 主任支援員の時間単価を2割増）
- (2)資格手当・期末手当の対象者や支給基準の考え方を統一
- (3)年次有給休暇をはじめとする休暇制度の統一

4. 財政影響額(公設43クラブ委託料総額)

(令和4年度当初予算)476,019千円（対前年比+69,008千円(17%増)）

5. 今後の進め方

- ・現在、各運営委員会で運営規則、就業規則等の改正について検討中
- ・令和4年4月以降、実施可能な運営委員会から新就業規則等を施行

市立幼稚園の一時預かり事業の時間延長について

1. 事業概要

(1) 実施内容

幼稚園において、在園児を対象に、保護者の就労や用事など子育て家庭のニーズに対応して、教育時間（9時00分～14時30分）外に預かり保育を実施する。

(2) 実施園 全園（25園）で実施

(3) 預かり時間

① 長時間預かり：7時30分～8時30分、14時30分～18時30分（17園）

- ・今市、上津、川跡、鳶巣、朝山、稗原、神門、中央、平田、東、湖陵、莊原、西野、中部、高松、大社、遙堪 ※は令和3年度から延長

② 短時間預かり：14時30分～16時30分（8園）

- ・大津、塩冶、古志、長浜、四絡、高浜、神西、荒木

2. 第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月策定)における考え方

(1) 実施時間が16時30分までの11園については、必要に応じて7時30分～18時30分に延長することを検討する。

(2) 時間延長は、保育所利用希望状況及び各幼稚園の入園者数等を基準として、優先度の高い園から年次的に実施する。

3. 今後の方針

(1) 預かり時間延長の実施計画 *開始園数の()内は長時間預かり実施園の累計

開始年度	R3年度	R4年度	R5年度
開始園数	3園(17)	4園(21)	4園(25)

(2) 令和4年度から時間延長する園

- 預かり保育利用者の多い園から優先して実施することとし、大津、塩冶、四絡、荒木幼稚園の4園とする。

出雲市立乙立幼稚園の閉園について

本市の幼稚園においては、「学級数 1 以下（園児数が 10 人未満）の状態が 2 年続く」場合には、近隣の幼稚園で集団教育の環境を提供することを前提に、地元の了解を得ながら幼稚園の閉園を検討することとしています。（平成 24 年策定「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針」）

出雲市立乙立幼稚園は、この閉園方針に基づき、地元と協議を重ねた結果、令和 4 年 3 月 31 日をもって閉園することとなりました。

1. これまでの経過

(1) 閉園協議開始（平成 29 年度）

平成 28、29 年度の 2 年連続して園児数が 10 人未満であり、平成 29 年 9 月、乙立自治協会に対し現状及び今後の見込について説明し、閉園協議を開始。

(2) 覚書締結（平成 30 年 9 月 7 日）

①平成 31、32 年度の 2 年間休園とする。

②今後のあり方については、平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度において継続して協議を行い、その時点の状況を見極めながら、閉園の取扱いについて検討していくこととする。

③再開条件は、「10 名以上の園児が継続して見込めること」とし、見込めない状況であれば、平成 32 年度末をもって閉園とする。

2. 覚書に基づく協議結果

(1) 新たな覚書の締結（令和 3 年 1 月 15 日）

①令和 3 年度の 1 年間休園期間を延長し、令和 3 年度末をもって閉園とする。

3. 今後の予定

(1) 閉園行事 調整中

(2) 記念誌の発行 乙立自治協会

子どもの生活・学習支援事業について

1. 学習支援事業

経済的理由により学習の機会を得ることが難しい世帯の中学生に対し、生活習慣の習得支援や学習支援を実施して、子どもの生活向上を図ります。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ①対象者 | 出雲市内に居住する住民税非課税世帯の中学生 |
| ②対象人数 | 50 人程度 |
| ③実施内容 | 生活・学習指導を原則週 1 回、無料で実施 |
| ④実施期間 | 7 ヶ月程度 |
| ⑤令和 4 年度予算 | 5,000 千円 |
- 【財源】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国 1/2）

（参考）ひとり親家庭学習支援事業の R 2 実績

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ①対象者 | 出雲市内に居住する児童扶養手当受給世帯の中学生 |
| ②参加生徒数 | 50 人（3 年生 38 名、2 年生 12 名） |
| ③実施内容 | 学習指導を原則週 1 回、無料で実施 |
| ④実施期間 | 令和 2 年 9 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 |
| ⑤事業費 | 業務委託料 4,927,850 円、その他 6,398 円 |

2. 子ども食堂食材料費助成

地域ボランティアで実施されている子ども食堂を運営する団体に対して、食材料費を助成し、支援の必要がある子どもの支援につなげます。

- | | |
|------------|----------------------------|
| ①対象団体 | 出雲市内の子ども食堂運営団体 |
| ②助成団体数 | 10 団体（見込） |
| ③助成内容 | 食材料の 1/2 を助成（上限 5,000 円/月） |
| ④令和 4 年度予算 | 600 千円 |

母子保健事業について（令和 4 年度新規・拡充）

1. 不妊治療費助成【拡充】

令和 4 年度から特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）等が保険適用となることとされています。これに伴い、現行の「出雲市一般不妊治療費助成事業」の対象治療に特定不妊治療等を含め、不妊治療費助成事業の拡充を行います。

	現行	令和 4 年度
対象治療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用の不妊検査及び治療 ・ 人工授精 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用の不妊検査及び治療 (特定不妊治療含む)
助成額上限（1 年間につき）	5 万円	15 万円
助成期間	3 年間	制限なし ※申請は 1 年ごとに必要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍上婚姻関係にあり、出雲市に住所を有する方 ・ 被保険者、組合員、または被扶養者である方 ・ 出雲市税の滞納のない方 	原則、現行通り ※事実婚を含む
予算（助成金のみ）	一般不妊 8,920,000 円	一般不妊 6,400,000 円 特定不妊 17,500,000 円

2. 産後ケア事業【拡充】

産後の心身の不調があり休養の必要がある産婦や身近に相談できる支援者がいない産婦への専門的な相談対応やケアを行い、すこやかな育児ができるよう支援を行います。居宅訪問型、通所型に加え、新規に宿泊型を開始します。

参考) 居宅訪問型（直営）
通所型（委託）
宿泊型（委託）

3. 産前産後サポート事業【新規】

1) 家事育児訪問サポート事業

安心して出産・子育てができる環境づくりの一つとし、産前及び産後に家事・育児援助を必要とする場合に家庭への訪問によるサービスを提供し、身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として開始します。

- ①対象者：妊娠中または3歳未満の乳幼児を養育している家庭（1年度につき上限40時間、三つ子80時間、四つ子120時間）
- ②内容：市内事業者へ委託。家庭へホームサポーターを派遣し、日常生活上の支援（買い物、掃除、洗濯、調理、育児支援等）を行う。多胎家庭へは外出時の支援も行う。
- ③利用料金：1家庭1時間あたり600円、生活保護世帯・市民税非課税世帯・多胎家庭は無料

2) 多胎ピアサポート事業(相談支援)：

孤立しやすく産前産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦への負担感や孤立感の軽減を図ることを目的として開始します。

- ①対象者：多胎妊婦、3歳未満の多胎児を養育している家庭（年間約20組の出生）
- ②内容：育児経験者である多胎ピアサポーターを多胎家族交流会や家庭へ派遣し、育児スキルの伝授や相談支援を行う。
- ③利用料金：無料

上記1) 2) の事業費：3,000千円

【財源】母子保健衛生費（国 1/2）

島根県産前・産後訪問サポート事業費補助金（県 1/2）